

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国において、平成 12 年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本 21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命*の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

今回、平成 25 年度から平成 34 年度までの「21 世紀における第 2 次国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」）では、21 世紀の日本を『急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患*、脳血管疾患*、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約 3 割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するとされました。

小松島市では、平成 14 年 3 月に「健康日本 21」の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、市民へのアンケート調査より健康課題を明確にした上で、健康増進計画「健康こまつしま 21」を策定し、取り組みを推進してきました。

「健康こまつしま 21」の計画期間が終了することに伴い、国の「基本的方針」と、現計画の評価を踏まえ、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図り、10 年後を見据えた健康づくりの施策を推進するため、健康増進計画「健康こまつしま 21 第 2 次計画」を策定します。

2. 計画の基本的な方向

「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」
「市民が自ら健康づくりに取り組む」

3. 計画の性格

この計画は、「小松島市第 5 次総合計画後期基本計画」の目標とする都市像「安全・安心・信頼のこまつしま」の実現に向けて、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

この計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定している「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定する「小松島市第 2 期特定健康診査等実施計画」と整合性を図り、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業を一体的に推進します。

同時に、今回の目標項目に関連する法律および各種計画との十分な整合性を図るものとします。（表 1）

*（アスタリスク）がついた用語については、資料編に「用語説明」があります。

表1 関連する法律および各種計画

法 律	徳島県が策定した計画	小松島市が策定した計画
健康増進法	健康徳島 21	健康こまつしま 21
高齢者の医療の確保に関する法律	徳島県医療費適正化計画	小松島市第2期特定健康診査等実施計画
次世代育成対策推進法	徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン」	小松島市次世代育成支援後期行動計画
食育基本法	徳島県食育推進計画	小松島市食育推進計画
がん対策基本法	徳島県がん対策推進計画	
歯科口腔保健の推進に関する法律	徳島県歯科口腔保健推進計画	(健康こまつしま 21)
介護保険法	徳島県高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画「とくしま 高齢者いきいきプラン」	小松島市高齢者福祉計画・ 第5期介護保険事業計画

4. 計画の期間

この計画の目標年次は平成 35 年度とし、計画の期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

5. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象とします。

6. 目標の設定と評価

(1) 目標の設定

健康こまつしま 21 第 2 次計画の策定にあたっては、人口動態、医療・介護に関する統計、小松島市健康診査および小松島市国民健康保険特定健康診査* (以下「小松島市国保特定健診」という) のデータ等、市民の健康に関する各種指標を活用しつつ、健康寿命*の延伸の実現に向けて重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定します。

(2) 目標の評価

評価については、すべての目標について平成 30 年度を目途に中間評価を行うとともに、平成 35 年度に最終評価を行うことにより、目標を達成するための活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取り組みに反映します。